

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和1年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 地方税法、国民健康保険法及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち、国民健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①. 納税者からの申告・届出や調査による課税事務 ②. 納税者からの納税の管理、納税者への還付を行う収納事務 ③. 期限内に納税がない者への督促状発送等の滞納整理事務 ④. 国民健康保険による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民及び他市町村から所得情報を取得する(対象者が市内在住者の場合は宛名システム、市外在住者の場合は中間サーバーを経由して取得) ②賦課情報を作成する ③納税通知書を作成する(年度当初の納税通知書のみ外部業者へ委託、以後、例月で作成する納税通知書は庁内にて作成) ④納税通知書を納税義務者(世帯主)へ送付する ⑤納税者の納付情報を金融機関等から取得する ⑥過納付や誤納付があった場合は、還付・充当の通知を納税義務者へ行う ⑦納期限までに納付がない場合は、納税義務者に対して督促状等を発送する ⑧督促後も納付がない場合は、滞納整理を行う ⑨国民健康保険被保険者資格の管理 ⑩納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ⑪国民健康保険に係わる証明書の発行 ⑫国民健康保険者台帳の照会 ⑬情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑭神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 次期国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第16条及び第24条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、5条、9条、10条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条、22条の2、24条の2、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ※別表2第30項と46項に係る主務省令は未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条、25条、25条の2、26条) ※別表2第45項に係る主務省令は未制定</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 健康・子ども部 保険年金課 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8776

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	事前	当課から提供する特定個人情報に追加があることが判明したため。情報提供ネットワークシステム接続前のため提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「追加記載」	⑭神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 国保総合システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム	国民健康保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 古矢 守	保険年金課長 春原 昭彦	事後	人事異動に伴う変更である。
平成29年11月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	事後	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号別表第2(第43、44、45、53項)の削除(リスク低下)